

九州シンクロトン光研究センター
ケミカルラボ利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州シンクロトン光研究センターにおけるケミカルラボの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 ケミカルラボを利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ユーザー（県有又は専有ビームラインの利用者）
- (2) センター職員
- (3) その他センター所長が適当と認めた者

(利用時間等)

第3条 ケミカルラボの利用時間は、センター開所日（平日）の午前9時～午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、センター所長は、必要と認めた場合には、利用時間を変更することができる。

(利用の方法)

第4条 ケミカルラボの利用は、予約制とする。

- 2 予約の方法は、利用者が利用予定日までに「ケミカルラボ利用簿」（様式第1号）に登録することにより行う。

(遵守事項)

第5条 ケミカルラボを利用する際の遵守事項は、化学薬品管理規程の定めによるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) ケミカルラボは、利用中以外は施錠するため、利用者は、事務室において鍵を借り受け、利用中は自らの責任において管理すること
- (2) 利用時間を厳守すること
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと
- (4) 作業終了後は、室内を利用前の状態に戻し、整理整頓に努めること

(予約の取消等)

第6条 センター所長は、次の各号に該当する場合には、ケミカルラボの予約を取り消し又は

利用を認めないことができる。

- (1) 前条の規定を遵守しないなど、継続して利用させることが不相当と認められる場合
- (2) 実験等の安全性が確保できないと認められる場合
- (3) その他、センターの業務に支障が生じる恐れがある場合

(機器の移動及び持出しの禁止)

第7条 ケミカルラボに設置された機器の移動及び持出しは、禁止する。ただし、センター所長が認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 利用者が、ケミカルラボの設備及び備品等を損傷した場合は、相当額を賠償しなければならない。ただし、センター所長が、やむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、センター所長が別に定める。

附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年7月30日から施行する。